

いじめ防止基本方針

(対策マニュアル)

令和8年3月改訂

いじめ防止の心得

- 「予防」 日常の生徒の観察…一人一人の動きと集団の動き
- 「報告」 事実確認と情報収集…多くの目で正確な情報収集
- 「対処」 組織で対応…一人でできることでもチームならより速い
- 「連絡」 速やかに関係機関へ…専門家の有益な意見は重要

「ちょっと違和感」
それがサインかも

盛岡市立見前中学校

生徒指導部

I いじめ防止等のための対策に関する基本的な考え方

1 いじめの問題に対する基本的な考え方

いじめは、いじめを受けた生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、不登校や自殺などを引き起こす背景ともなる深刻な問題である。また、最近のインターネットを介した、いわゆる「ネット上のいじめ」がいじめを一層複雑化、潜在化させている。

いじめの問題は、学校が一丸となって組織的に取り組むことを第一義とし、家庭、地域、及び関係機関等の協力を得ながら、社会総がかりで対峙することが必要である。また、いじめの問題の解決には、生徒にいじめを絶対に許さないという意識と態度を育てることが大切である。

本校では、複数の小学校から入学しており、友人関係をうまく築くことができない生徒が出てくることが考えられる。個性が強いために周りに受け入れられない生徒には、小学校での自分の立ち位置が大きく変わり、いわゆる中1ギャップの一つの要因にもなっている。そこで、生徒一人一人の自尊感情を大切に育てるとともに、安心して学校生活を送れるような教育環境を整え、校長のリーダーシップのもと、全教職員がいじめの問題に対する感性を高め、組織的にいじめの未然防止、早期発見・早期対応に取り組むことが必要であるため、マニュアルを策定する。

2 いじめの定義

「いじめ防止対策推進法（H25.6）」総則による「いじめの定義」

- (1) 一定の人的関係にある者から
- (2) 心理的・物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）を受け
- (3) 心身の苦痛を感じている

※「いじめ」を「当該生徒が在籍する学校に在籍している等、当該生徒と一定の人的関係にある他の生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった生徒が心身の苦痛を感じているもの」と定義すること。

◎けんかやふざけ合いであっても、見えない所で被害が発生している場合もあるため、背景にある事情の調査を行い、児童生徒の感じる被害性に着目し、いじめに該当するか否かを判断する。

「いじめの防止等のための基本的な方針（H29.3.14 文科省改訂）」

3 いじめの基本認識

- (1) いじめは人権侵害であり、いかなる理由があっても許させる行為ではない。
- (2) いじめは人間関係のトラブルを機序としているため、いじめられた側及びいじめた側の両方の生徒、並びにそれを取り巻く集団などに対し、適切な指導と支援が必要である。
- (3) いじめは教師の生徒観や指導の在り方が問われる問題である。
- (4) いじめは家庭教育の在り方に大きな関わりを持っている。
- (5) いじめは学校、家庭、地域社会などすべての関係者がそれぞれの役割を果たし、一体となって取り組むべき問題である。
- (6) いじめはその行為の態様により、暴行、恐喝、強要等の刑罰法規に抵触することがある。

4 いじめ防止の心得

いじめは、あってはならないことだが、万が一発生した場合には迅速な初期対応が重要である。そのため、情報を得た教師一人で抱え込まず、すぐに情報を全教師で共有し対応しなければならない。また、教職員がいじめの情報を共有しないことは、いじめ防止対策推進法の規定に違反し得ることとなる。いじめの防止のため、あるいはいじめが発生していないか情報を得るために、また早期解決のために以下の4点を常に心がけて教育活動に臨む。

(1) 日常の生徒の観察（予防）

生徒に限らず心に不安や悩み、又は葛藤があると、それが言動に結びつくことがある。日常的に観察することによって、平常時の生徒一人一人の傾向や性癖についての理解を深めることができる。また、生徒が複数で集まっているときの構成人員、漏れ聞こえてくる生徒の会話の内容や視線など、様々

な情報が得られこともある。観察を心がけることによって生徒理解が深まり、いじめを防止又はいじめの早期発見につながることと心得、積極的に生徒の活動に寄り添っていく。

(2) 事実確認と情報収集（報告）

一般に、生徒は対峙する相手によって表情や態度を変えている。「大人」「親」「教師」「生徒」といった括りはもちろん、どの教師かによっても変わるものである。また性格によっては、「強がりを見せる」「必要以上に弱さをアピールする」「大げさに表現する」「自虐的な感情を表現する」など自分の本質を隠す態度の生徒も見られる。関わり方の異なる教師が観察したり、話をしたりすることで生徒の違う側面が見えることがある。教師全体で共通理解し、いろいろな角度からアプローチすることで正確に情報を収集していくことが重要である。

(3) 組織で対応（対処）

いじめの被害生徒は、事実を話すことで加害生徒から報復を受ける不安を抱えている。ゆえに被害生徒自らが訴えてきたときには、いじめはかなり進行している場合が多く、解決にも時間がかかる場合が多い。その不安を払拭し、進んで話をさせるには、生徒に対して安心感を与えることである。いじめの事実に対し、学校が一丸となって素早く対応することによって、先生や学校、学校という組織への信頼感が高まり、生徒も保護者も相談しやすいものとなり、以後相乗的に早期発見につながる。学校という組織として、生徒や保護者からの訴えや相談に、誠意をもって真摯に対応していくこととする。

(4) 速やかに関係機関に（連絡）

学校は似通った年齢の子どもだけが集団生活を送る、ある意味特殊な環境だが、一方で社会生活を学ぶ場でもある。ゆえに「学校は社会の縮図であり、社会で許されないことは学校でも許されない」というスタンスを崩してはいけない。加害生徒にも愛情をもって関わっていくことは欠くことのできないことではあるが、これが学校の範疇や限界を超えた場合は、迷わず警察等関係機関に連絡する。専門家に助言を求めたり、指導に加わっていただくことが、社会のルールやマナーを学ぶことにつながり、その生徒にとってより良い選択となる。

II いじめの未然防止のための取組

1 教職員による指導について

- (1) 学級や学年、学校が生徒の心の居場所となるよう配慮し、安心・安全な学校生活を保障するとともに、生徒が互いのことを認め合ったり、心のつながりを感じたりする「絆づくり」に取り組む。
- (2) 自己有用感や自尊感情を育むため、生徒一人一人が活躍し、認められる場のある教育活動を推進する。
- (3) すべての教師がわかりやすい授業を心がけ、基礎基本の定着を図るとともに、学習に対する達成感・成就感をもたせる。
- (4) 生徒の豊かな情操と道徳心を培い、心の通う対人関係能力を養うため、すべての教育活動を通じて、道徳教育及び体験活動等の充実を図る。
- (5) いじめ防止の重要性に関する理解を深めるための啓発その他必要な処置として、道徳、学級活動などの充実に努める。
- (6) インターネット上のいじめが重大な人権侵害にあたり、被害者等に深刻な傷を与えかねない行為であることを理解させる取組を行う。(情報モラル教室等)
- (7) 保護者、地域住民及びその他の関係者との連携を図りつつ、いじめ防止に資する生徒が自主的に行う生徒会活動に対する支援を行う。

2 生徒に培う力とその取組

- (1) 自分も他人もともにかけがえのない命を与えられ、生きていることを理解し、他者に対して温かい態度で接することができる思いやりの心を育む。
- (2) 学級活動や生徒会活動等の場を活用して、生徒自身がいじめの問題の解決に向けてどう関わったらいいかを考え、主体的に取り組もうとする力を育む。
- (3) 学級の諸問題について話し合っ解決する活動を通し、望ましい人間関係や社会参画の態度を育てるとともに、違いや多様性を越えて合意形成をする言語能力の育成を図る。

- (4) 「心とからだの健康観察」を活用した心のサポート授業等を通して、生徒一人一人のセルフケアやストレスマネジメントの力を高める。

3 いじめの防止等の対策のための組織

本校は、いじめの防止等を実効的に行うため、次の機能を担う「いじめ対策のための組織」を設置するが、現存の「生徒支援会議」と構成員を同じとするため、混乱を避ける目的で、今まで通り「生徒支援会議」と称する。

- (1) 構成員

校長、副校長、主幹教諭、教務主任、生徒指導主事、学年主任、養護教諭、不登校生徒対策相談員、スクールソーシャルワーカー、通級指導担当

- (2) 取組内容

- ①いじめ防止基本方針の策定
- ②いじめに関わる研修会の企画立案
- ③未然防止、早期発見の取り組み
- ④アンケート及び教育相談の実施と結果報告
- ⑤いじめ防止に関わる生徒の主体的な活動の推進

- (3) 開催時期

毎週月曜日の2校時を定例とする。いじめ以外の生徒支援に関する内容も議題として生徒に関わる共通理解を図るが、いじめ事案が発生した場合は緊急開催する。また必要に応じて随時臨時で開催するが、収束後もいじめ当事者の情報交換は継続する。

4 児童生徒の主体的な取組

- (1) 好ましい人間関係づくりを狙いとした生徒会行事の立案
- (2) 生徒一人一人に活躍の場がある「体育祭」「文化祭」「予餞会」を企画

5 家庭・地域との連携

- (1) いじめアンケートを保護者にも実施し情報を収集する。
- (2) 地区懇談会を開催し、地域からの情報収集を行う。
- (3) P T Aを含めたチームで地域内の巡回指導を行う。
- (4) 地区主体の地域活動での状況を報告していただく。

6 教職員研修

- (1) いじめの問題にかかわる校内研修会
- (2) 「見前中学校教職員必携」を全教師に配布し、生徒の様子に目が配られているか毎月1回（職員会時等）自己チェックを行う。
- (3) 研修などで得られたいじめに関する情報を職員会議・朝会で報告する。

7 いじめ防止等の取組状況の評価

学校評価において、学校におけるいじめ防止等のための取組状況を評価項目に位置付け、指導改善に生かす。

Ⅲ いじめの早期発見のための取り組み

1 いじめの早期発見のために

- (1) いじめや人間関係のトラブルで悩む生徒が相談しやすいよう、日ごろから教職員と生徒が信頼関係を築くように心がける。
- (2) 日常の観察については、いじめ行為の発見だけでなく、生徒の表情や行動の変化にも配慮する（毎日の記録等も活用）
- (3) いじめは大人の見えないところで行われるため、授業中はもとより、部活動や休み時間、放課後においても生徒の様子に目を配るよう努める。

- (4) 遊びやふざけあいのように見えるいじめ、部活動の練習のふりをして行われるいじめなど、把握しにくいいじめについても、教職員間で情報交換をしながら発見に努める。
- (5) いじめの兆候に気付いたときは、教職員が、速やかに予防介入を行う。
- (6) 地域や関係機関と定期的な情報交換を行い、日常的な連携を深める。

2 いじめアンケート及び教育相談の実施

- (1) 生徒を対象としたアンケート調査：年3回（5月、10月、11月）
- (2) 保護者を対象としたアンケート調査：年1回（11月）
- (3) 教育相談を通じた生徒からの聞き取り調査：年2回（5月、10月）
- (4) 期末面談での情報収集：年2回（7月、12月）

3 相談窓口の紹介

いじめられている生徒が、教職員や保護者に相談することは、非常に勇気がいる行為であり、場合によっては、打ち明けたことでいじめがエスカレートする可能性があることを十分に認識し、その対応について細心の注意を払うこととする。

いじめの兆候を発見した時は、関係する教職員で迅速に情報を共有し、適切な対応を行う。
本校におけるいじめの相談窓口を下記のとおりとする。

- 日常のいじめ相談(児童生徒及び保護者)・・・全教職員が対応
- スクールカウンセラーの活用・・・・・・・・・・養護教諭・教育相談コーディネーター
- 地域からのいじめ相談窓口・・・・・・・・・・副校長・生徒指導主事
- インターネットを通じて行われる相談・・・学校又は盛岡東警察署

IV いじめの問題に対する早期対応

1 いじめに対する措置の基本的な考え方

- (1) いじめを発見したり、通報を受けたりしたときは、特定の教職員が抱え込むことなく、速やかに組織的な対応をする。
- (2) いじめられている生徒及びいじめを知らせた生徒の身の安全を最優先に考えるとともに、いじめている側の生徒には、教育的配慮の下、毅然とした態度で指導にあたる。
- (3) いじめの問題の解決にあたっては、謝罪や責任を問うことに主眼を置くのではなく、社会性の向上等、生徒の人格の成長に主眼を置いた指導を行うことを大切にする。
- (4) 教職員全員の共通理解のもと、保護者の協力を得て、関係機関・専門機関と連携し、対応にあたる。

2 いじめの発見・通報を受けた時の対応

- (1) いじめを発見した時は、その場でいじめの行為をやめさせ、事実関係を明らかにする。
- (2) いじめを発見したり、通報を受けたりしたときは、速やかに「生徒支援会議」を開催し、校長以下すべての教員の共通理解のもと、役割分担をして問題の解決にあたる。
- (3) いじめの事案について、生徒指導の範疇で対応する事案であるか、警察への通報を要する事案であるかを適切に判断する。
- (4) いじめを受けた生徒・保護者の立場に立ち、関係者からの情報収集を綿密に行い、事実確認をし、いじめを受けた生徒及びその保護者、いじめを行った生徒及びその保護者に事実関係について説明する。
- (5) いじめの事実が確認された場合は、いじめをやめさせ、その再発を防止するため、いじめを受けた生徒及びその保護者に対する支援と、いじめを行った生徒への指導とその保護者への助言を継続的に行う。
- (6) いじめを受けた生徒が学校生活に不安を抱えている場合、複数の教職員で見守りを行うなど、いじめを受けた生徒の安全を確保する。また、いじめを受けた生徒が安心して教育を受けるために必要があると認められるときは、保護者と連携を取りながら、一定期間、別室等において学習を行わせる措置を講ずる。

- (7) いじめを受けた生徒の心を癒すために、また、いじめを行った生徒が適切な指導を受け、学校生活に適応していくために、スクールカウンセラーや養護教諭と連携を図りながら、指導を行う。
- (8) 教育上必要があると認める時は、学校教育法施行規則第 26 条の規定に基づき、適切に、生徒に懲戒を加える。

3 いじめの解消の定義

- (1) いじめの行為が止んでいる状態が、少なくとも3か月以上継続していること。
- (2) いじめを受けた生徒が心身の苦痛を受けていないこと。

※いじめを受けた生徒及びその保護者に対し、心身の苦痛を感じていないかどうかについて面談等により確認する。

4 いじめが起きた集団への対応

- (1) いじめを見ていた生徒に対して、自分の問題として捉えさせる。
- (2) 学級など当該集団で話し合いを行うなどして、いじめは絶対に許されない行為であり、当該集団から根絶しようという態度を行き渡らせる。
- (3) すべての生徒が、集団の一員として、互いを尊重し、認め合う人間関係を構築できるような集団づくりをすすめるよう、教職員全体で支援する。

5 警察との連携

犯罪行為として取り扱われるべきいじめについては、教育委員会及び盛岡東警察署と連携して対処する。

6 ネットいじめへの対応

- (1) インターネット等を通じて行われるいじめを発見したり、通報を受けたりした場合は、「生徒支援会議」で情報を共有するとともに、被害の拡大を避けるため、教育委員会と連携し、プロバイダ等に情報の削除を求める。
- (2) 生徒の生命、心身または財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは、直ちに盛岡東警察署に通報し、適切な援助を求める。
- (3) インターネットへの利用環境について、パソコン、携帯電話やスマートフォン等が大部分であることから、家庭の協力を得る。

V 重大事態への対処

1 重大事態とは

- (1) いじめにより本校に在籍する生徒の生命、心身または財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。
- (2) いじめにより本校に在籍する生徒が、相当の期間、学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。

2 重大事態の報告

- (1) 学校は、重大事態が発生もしくは疑いが生じた場合、教育委員会に報告する。
- (2) 生徒・保護者からいじめられて重大事態に至ったという申し立てがあったときは、重大事態が発生したもとして対処する。

3 重大事態の調査

○被害者・保護者に対する調査方針の説明等

調査を開始する前に、被害者・保護者に対して丁寧に説明することで、被害者等の意向を踏まえた調査が行われることを担保する。

- (1) 説明事項は次のとおりである。
 - ① 調査の目的・目標
 - ② 調査主体（組織の構成、人選）

- ③ 調査時期・期間（スケジュール、定期報告）
 - ④ 調査事項（調査となるいじめ行為、学校の対応等）
 - ⑤ 調査方法
 - ⑥ 調査結果の情報提供
- (2) 被害者・保護者及び加害者・保護者への説明については、いじめ行為として判明した事実に基づいて行い、個人情報に関する法令の趣旨に則って情報提供を行う。

○学校が調査の主体となる場合

教育委員会の指導・支援のもと、以下の通り対応する。

- (1) 重大事態にかかる事実関係を明確にするための調査については、「生徒支援会議」が中心となり、全職員体制で速やかに行う。
- (2) 調査の際には、重大事態の性質に応じて、適切な専門家を加えたとともに、いじめ事案の関係者と直接の人間関係または特別の利害関係を有しない第三者の参加を図り、調査の公平性・中立性を確保する。
- (3) 調査においては、いじめの事実関係を可能な限り網羅し、明確にする。特に、客観的な事実関係を速やかに調査する。
- (4) 調査結果を学校の設置者に報告する。
- (5) いじめを受けた生徒及びその保護者に対し、調査によって明らかとなった事実関係について、経過報告を含め、適時・適切な方法により情報提供する。（関係者の個人情報に配慮する）
- (6) いじめを受けた生徒及びその保護者の意向を配慮した上で、適時・適切に関係する保護者に説明するとともに、解決に向けて協力を依頼する。
- (7) 「生徒支援会議」で再発防止策をまとめ、学校を上げて取り組む。

○教育委員会が調査の主体となる場合

教育委員会の指示のもと、資料の提出など、調査に協力する。

Ⅶ いじめ防止（対応）のための組織

